

## 監事監査規程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 DV 対策センター（以下「当法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかは本規程による。

### (基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事との相互信頼の下に公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与する。

### (職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行状況及び当法人の財産の状況を監査する。

### (理事等の協力)

第4条 理事及び職員は、監事の監査業務に協力する。

2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備を行う。

### (監査の実施)

第5条 監事は、以下の監査事項について、調査、閲覧、立会、聴取等により監査を行う。

- (1) 重要な文書
- (2) 重要な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 当法人の理事以外の者との間における当法人と当該理事の利益が相反する取引
- (4) 財産の状況
- (5) 事業報告書及び財務諸表等
- (6) その他法令、定款又は当法人の規程に定める事項

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができる。

### (監査報告書)

第6条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成し、理事長に提出する。

2 監事は、前項の監査報告書に作成年月日を付し、記名押印をする。

### (会議への出席)

第7条 監事は、理事会及び社員総会に出席し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求める。
- 3 監事は、理事会及び社員総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

#### (報告)

第8条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務上の行為が法令・定款に違反、もしくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、社員総会または所轄庁に報告を行う。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、社員総会を招集する。
- 3 監事は、理事に対し、当法人の適正かつ合理的な業務の運営のため、理事の業務執行の状況及び当法人の財産の状況等について、意見を述べるができる。

#### (差止請求)

第9条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

#### (理事の報告)

第10条 監事は、理事が当法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受ける。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、調査等の必要な措置を講ずる。

#### (改 廃)

第11条 本規程の改廃は、監事が行い、理事会に報告する。

#### 附 則

本規程は、令和6年1月1日から施行する。